

身近なことは身

① 総合区長の権限の充実

総合区長が行う仕事

現在の区役所・保健福祉センターで実施している仕事に加えて、局から総合区へ移る住民生活と密接に関わる仕事も、総合区長の責任において実施することになります。これに対し、大阪市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる仕事は、引き続き市長が実施します。

ポイント

より身近な総合区長の責任において、地域の実情に応じたサービスを行っていきます。

※なお、これまで大阪市が提供してきたサービスは、引き続き実施します。
例：敬老優待乗車証（敬老パス）、こども医療費助成制度など

新たに総合区長に移管する仕事

- ◇民間保育所の設置認可
- ◇生活道路や地域に身近な公園の維持管理
- ◇放置自転車対策
- ◇市民利用施設の運営 等

総合区長が管理する施設

住民生活と密接に関わる仕事が総合区へ移ることで、住民の皆さんに身近な財産（施設）を総合区長が管理します。

※「取得」「処分」の権限については、市全体の総合的な観点から引き続き市長が行います。

■ 総合区長が管理する主な施設

	こども	福祉	教育	まちづくり	住民生活
局長	こども相談センター	おとしより すこやかセンター	小中学校 高等学校 図書館	市営住宅 港湾事業施設 戦略拠点開発 （うめきた地区等）	中央体育館 大阪プール クレオ大阪
	子ども・子育てプラザ 市立保育所	老人福祉センター 老人憩いの家	市立幼稚園	自転車駐車場施設 （駐輪場） 地域の実情に 合わせたまちづくりを 検討する用地	スポーツセンター プール・屋内プール
現区長					区庁舎 区民センター 地域集会所

ポイント

総合区長が、住民の皆さんに身近なところで住民ニーズを踏まえながら、より一層きめ細かで柔軟な財産管理（施設運営）を実現します。



地域自治区

地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位で地域自治区を設置します。

現在の24区役所が、地域自治区事務所となって、現在の区役所・保健福祉センターで実施している窓口サービスを引き続き提供します。

※地域自治区事務所の名称には、現在の区名を残します。



地域自治区事務所の主な仕事

- ◆現在の区役所・保健福祉センターで行っている窓口サービス
住民票・戸籍・印鑑登録証明・国民健康保険・介護保険・児童手当・保育所 等
- ◆地域活動支援
地域活動の担い手育成及び広報・会計に関する助言・指導 等
- ◆地域防災支援
防災訓練・避難所の管理 等